

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **本日の審議の概要**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

## これまでの経緯

2. 第 178 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 4 日開催）及び第 477 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 13 日開催）において、金融資産の減損に関する会計基準の開発のステップ 1 として、IFRS 基準（ECL モデル）と米国会計基準（CECL モデル）のどちらを開発の基礎にするかについてご審議を頂き、IFRS 基準の ECL モデルを基礎に検討を進めていくことに概ねご了承を頂いた。
3. 前項を踏まえ、第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）及び第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）（以下合わせて「第 478 回企業会計基準委員会等」という。）では、次の目的に沿って今後のステップ 2 及びステップ 4 における基準の開発をそれぞれ行うことについて示した。

（ステップ 2）

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

（ステップ 4）

IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

4. また、第 478 回企業会計基準委員会等ではステップ 2 での検討の方向性については次の 2 点の考え方を示したうえで、取り上げることが考えられる論点として 7 つの論点を示すとともに、追加で検討すべき論点についてご意見を頂いた<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> ステップ 4 では、検討すべき論点について改めて抽出するとともに、実務に与える影響をよ

- (1) IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」という。)の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定め of 明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れる。
  - (2) IFRS 第9号との比較可能性を損なわず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも、IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることを前提とする。
5. 第487回企業会計基準委員会(2022年9月21日開催)及び第187回金融商品専門委員会(2022年9月7日開催)をもって、ステップ2として当初に挙げた10の論点についてそれぞれ1回審議を行ったことを踏まえ、第488回企業会計基準委員会(2022年10月4日開催)及び第188回金融商品専門委員会(2022年9月20日開催)ではステップ2の総括を行い、検討が完了した論点と、引き続き検討を行う論点の整理を行った。なお、今後の対応方針とそれらの論点については、別紙で示している。

### **本日の審議事項**

6. 本日は、IFRS 第9号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行ったうえで、ステップ3以降の進め方についてご意見を伺うことを予定している(審議事項(3)-2)。
7. また、本日の審議において前項の進め方についてご了承頂くことを前提として、次の事項についてご意見を伺うことを予定している。
  - 金融保証契約の発行者側の取扱い(審議事項(3)-3)
8. なお、本資料第6項及び前項の事項については、第190回金融商品専門委員会(2022年11月2日開催)において検討を行っている。当該専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(3)-4で示している。
9. また、第490回企業会計基準委員会(2022年11月7日開催)において審議をお願いした、信用リスクを見積る期間(予想存続期間が1年未満の取扱い)及びマネジメント・オーバーレイについて聞かれた意見は、審議事項(3)-5で示している。

以上

---

り詳細に検討し、何らかの手当が必要かどうかの観点から検討を進めることとしている。

**別 紙**

ステップ2で取り上げた10の論点について、第487回企業会計基準委員会（2022年9月21日開催）及び第187回金融商品専門委員会（2022年9月7日開催）をもってそれぞれ1回審議を行ったことを踏まえ、第488回企業会計基準委員会（2022年10月4日開催）及び第188回金融商品専門委員会（2022年9月20日開催）においてその総括を行い、審議が完了した論点と引き続き検討を行う論点及び追加的な検討が必要な論点を整理した。その結果は次の表のとおりである。なお、ここで掲げている項目については、審議の状況に応じて随時追加及び見直しすることを予定している。

- (1) 専門委員会及び企業会計基準委員会で審議が完了した項目：**グレー**  
 (2) 門委員会及び企業会計基準委員会で検討の途上である項目：**グリーン**

**【特段の異論が聞かれなかったことから、審議を完了することとした論点】**

1	債務不履行（デフォルト）の定義
2	信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮
3	監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮

**【引続き検討を行う論点】**
**● 追加的な検討が必要とされた論点**

4	信用リスクを見積る期間（予想存続期間が1年未満の取扱い）
5	マネジメント・オーバーレイ

**● 実効金利法による償却原価に関連する定め取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することとした論点**

6	貨幣の時間価値の考慮
7	債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討
8	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

**● 実務適用に資する規範性の無い教育文書等の内容について具体的に検討を進めるとした論点**

9	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
10	将来予測情報の考慮
11	複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

以上